

令和 7 年 度

えびの市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

えびの市監査委員

え 監 発 第 5 3 号
令和 8 年 8 月 2 0 日

えびの市長 中 山 義 彦 様

えびの市監査委員 原 田 和 紀

えびの市監査委員 川 野 亮

令和 7 年度えびの市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 7 年度えびの市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	2
1	健全化判断比率の審査結果.....	2
2	資金不足比率の審査結果.....	3

令和7年度 えびの市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

1 令和7年度健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 令和7年度資金不足比率

- (1) えびの市水道事業会計 資金不足比率
- (2) えびの市病院事業会計 資金不足比率
- (3) えびの市産業団地整備事業特別会計 資金不足比率

3 算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和8年8月4日から令和8年8月20日まで

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）及び関係法令等に基づき算出され、適正に作成されているかに主眼を置き、関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

第4 審査の結果

1 健全化判断比率の審査結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、その算定は、適正であると認められた。

健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。いずれも「早期健全化基準」を下回っており、財政の健全性は確保されている。

健全化判断比率の状況

(単位：％)

比 率 名	令和7年度 A	令和6年度 B	比較増減 A－B (ポイント)	早期健全化基準
①実質赤字比率	－	－	－	14.04
②連結実質赤字比率	－	－	－	19.04
③実質公債費比率	4.3	4.4	△0.1	25.0
④将来負担比率	－	－	－	350.0

※ 上記表①及び同②の比率については算定結果が黒字であるため、また、同④の比率については算定した結果がマイナスとなるため、それぞれ「－」で表示した。

※ 「早期健全化基準」とは、地方公共団体の財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、健全化判断比率のそれぞれについて定められた数値をいう。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模（標準税収入額等に普通交付税を加えたもの）に対する比率であり、一般会計等における資金不足の状況を示す指標である。

令和7年度における実質赤字比率は、前年度と同様に実質収支額が黒字であるため、発生していない。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、本市の全会計における連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、全会計における資金不足の状況を示す指標である。

令和7年度における連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質収支額が黒字であるため、発生していない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3年間の平均値であり、一般会計等における地方債の元利償還金等の負担の重さを示すものである。この比率は、令和5年度から令和7年度までの単年度比率の3年間の平均値で算出する。

令和7年度における実質公債費比率は、4.3%で、前年度と比較して、0.1ポイント減少している。本市における早期健全化基準25.0%と比較すると、これを大幅に下回っており、国が定める財政の健全段階の範囲内である。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

令和7年度における将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため、発生していない。

2 資金不足比率の審査結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、その算定は、適正であると認められた。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の比率であり、公営企業における資金不足の状況を示す指標である。

経営健全化基準は、公営企業の経営の健全化を図るべき基準であり、20.0%となっている。

会計別の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

資金不足比率の状況

(単位：％)

会 計 名	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化基準
えびの市水道事業会計	—	—	20.0
えびの市病院事業会計	—	—	
えびの市産業団地整備事業特別会計	—	—	

※資金不足比率については、いずれの会計も資金不足額が生じていないため、「—」で表示した。

(2) 個別意見

本市では、いずれの会計においても、資金不足は生じておらず、比率は発生していないため、経営の健全性は確保されている。